

国際交流委員会

1. はじめに

研究者の国際的活動は、その分野により強弱の度合いこそあれ普遍的であろう。その面での「大学の国際化」は、人材、資金、時間があれば可能である。しかし、「教育の国際化」は、「学生の関心と意欲」がなければ成立せず、そのための環境づくりが不可欠となる。さらに、国際交流を推進する教官の活動を支え、留学生にも暖かい視線をむける事務体制も備えなければならぬ。国際化は我が国の大学の重要な施設となりつつあるとはいえ、一部の大学を除いては未だ内容の伴った「教育の国際化」がそれほど進展しているとは思えない。体制の不備、資金等の制約、特定教官への負担増などを考えると理想と現実のギャップは大きいと言えよう。

本学の場合は、平成4年度より小樽商科大学後援会基金の財政的支援が得られるようになってから、国際交流活動を活発に展開し、平成5年度末までには海外の5大学と学生交換協定を締結する運びとなった。学生交換のみならず将来の教官交換も視野に入れつつ、交流校間の国際的ネットワークを生かして本学の教育・研究の一層の活性化を図ることが可能となってきた。また、これらの活動の情報は学外にも知られ、国際的活躍を志す人材が本学への進学を考える材料になっていることは十分に推測できる。

本学の国際交流は、漫然と国際的交流の機会を増やせばよいという発想で実施しているものではない。後述するように、本学の国際交流の目的は、教育・研究の質的向上と国際理解、国際協調の精神の醸成に寄与することである。具体的には、本学の学生の教育に際しては、学生が在学中に外国人と議論ができるような高度な語学力と専門的知識、自国と異文化を理解する力の必要性を実感させ、そのためのトレーニングをすることであり、またそのための環境づくりをすることである。基本目標として掲げられている国際共同研究の促進、学生留学交流の推進等は、「教育の国際化」を果たすための環境づくりでもある。現在まで学生の交換のみならず、教官による国際シンポジウムやセミナーの実施、あるいは国際交換学生セミナー、あるいは国際交流週間の実施などを開催してきたのは「教育の国際化」に資するためでもあった。そして、それらの事業に関心を持ち、参加する大学院生、学生が増加しつつあることは評価できる。今後学生の意見を反映させる仕組み、あるいは学生が学生交流セミナーを自主的に企画・立案するような段階にまで進展すれば喜ばしいことである。

このように、本学では研究面、教育面において「大学の国際化」は大筋において順調に、あるいは計画以上に、発展してきたと考えてよい。これらは小樽商科大学後援会基金による財政的支援と国際交流事業に時間と労力を傾注し続けた関係教官・職員の努力に負うところ大である。し

かし、課題は山積している。具体的な課題は後述するが、はじめに触れておかなければならないことがある。それは本学の国際交流の機構が未だ極めて脆弱な体制のもとにあることである。このことは国際交流事業が始まって日が浅いことにも起因していると考えられる。財政的には後援会基金を頼みとし、人的には国際交流を主たる仕事とする教職員がいない不備な態勢が主因である。これらの改善にはまだ相当の年月を必要とするであろうが、この困難な状況の中で、様々な工夫を凝らしながら国際化に対応する自助努力が不可欠であることは言うまでもない。例えば、本学の国際交流事業の実績が評価され、平成5年度には日本国際教育協会からの財政援助を得て、韓国忠南大学との国際学生交換セミナーが開催されたことは、外部資金の導入という点でその努力が実ったと言える。

敢えて国際化と言わなくてもよいほど大学が国際化するにはまだ多くの時間を必要とするであろう。

国際交流委員会は、この自己点検・評価のまとめにあたって、委員会の設立から現在に至る活動状況を主として項目2～6に、今後整備すべき事項、課題を主として項目7以下に含めた。国際交流が本学の教育・研究の特長ある方向性の一つであることは確かなことであろうが、本学の将来計画のなかで、今後これをどのように定着させていくか議論を深めていきたい。

2. 国際交流の基本方針

平成元年6月23日の国際交流委員会において、「小樽商科大学における国際交流の基本方針」がまとめられ、次のような目的と基本目標が設定された。

(1) 国際交流の意義と目的

近年における国際化の進展とともに、大学が果たすべき国際交流の役割は日増しに増大しつつある。本学としても、国際交流を通じて国際的な教育・研究水準の向上に寄与し、国際理解、国際協調の精神の醸成に努めることが期待されている。

(2) 基本目標

国際共同研究の促進

学生留学交流の推進

外国人留学生の受入れ体制の充実

地域社会における国際交流事業との連携

3. 国際交流の組織および事業基金

学内には、学長を委員長とし、学生部長を副委員長とする国際交流委員会が設置されており、全学的に国際交流に取り組む体制となっている。委員会には、企画立案にあたる国際交流専門部会が設けられており、交流協定の締結、交流プログラムの企画などを行ってきた。

事業基金としては、80周年記念後援会基金の果実が委任経理金として国際交流事業に当てられている。各種プログラムの実施にあたっては、文部省等の既存制度の積極的活用および外部奨学金団体等への応募を行っており、後援会による助成金をシーズ・マネーとして用いる工夫がなされている。

4. 学 生 交 流 事 業

(1) 学生交換留学制度（協定締結校）

1年間留学し、留学先で取得した単位を30単位まで卒業所要単位として認定する制度。先方の授業料は免除となる。

ニュージーランド・オタゴ大学（1992年11月締結）

平成5年度	派遣	1名	受入れ	1名
平成6年度	派遣	2名	受入れ	1名

カナダ・ブロック大学（1993年2月締結）

平成5年度	派遣	2名		
平成6年度予定	派遣	2名	受入れ	2名

韓国・忠南大学（1993年12月締結）

平成6年度予定	派遣	1名	受入れ	1名
---------	----	----	-----	----

オーストラリア・ウーロンゴン大学（1994年2月締結）

平成6年度予定	派遣	2名	受入れ	3名
---------	----	----	-----	----

アメリカ合衆国・ウエスタンミシガン大学（1994年2月締結）

平成6年度予定	派遣	1名	受入れ	1名
---------	----	----	-----	----

(2) 短期語学研修制度

夏期休業期間等を利用して海外の大学・附属機関において語学研修および国際交流プログラムに参加し、国際理解の増進に努めることを目的とする。

平成5年度実績	期 間	参加者
カナダ・ブロック大学	7月5日～8月13日	6名

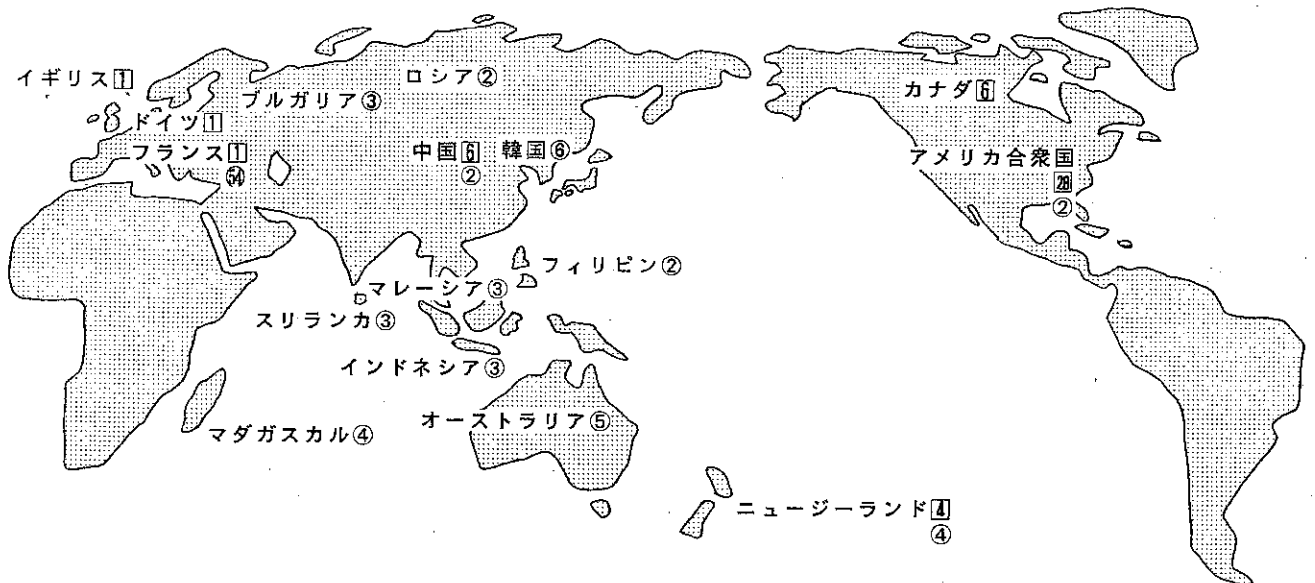
ニューヨーク州立大学バッファロー校	7月10日～8月22日	3名
フランス・クレルモンフェラン	8月2日～8月28日	1名
ドイツ・ボン大学	8月2日～8月26日	2名
ドイツ・ブレーメン大学	8月2日～8月27日	3名
中国・復旦大学	7月23日～8月17日	6名

平成6年度予定

上記大学に加えて、オーストラリア・ウーロンゴン大学、フランス・ユーロキャンパス、ドイツ・チュービンゲン大学、スペイン・バルセロナ大学、中国・東北財経大学の夏期プログラムに派遣を予定している。

第1図 本学における派遣学生及び外国人留学生動向

(□内は派遣学生数、○内は外国人留学生数・最近5年間)



(3) 私費留学生

上記の他に私費による本学からの留学生の実績としては以下のものである。

[長期]

平成元年度	1名	アメリカ合衆国
平成4年度	1名	アメリカ合衆国
平成5年度	1名	アメリカ合衆国

[短期 (語学研修)]

平成元年度	4名	アメリカ合衆国 (ニューヨーク州立大学バッファロー校 3名)
-------	----	--------------------------------

(カリフォルニア州ミルズ女子大学 1名)

平成2年度	9名	アメリカ合衆国 (ニューヨーク州立大学バッファロー校)
平成3年度	5名	アメリカ合衆国 (ニューヨーク州立大学バッファロー校 3名) アメリカ合衆国 (カリフォルニア大学バークレー校 1名) イギリス (ロンドン大学バークベックカレッジ 1名)
平成4年度	5名	アメリカ合衆国 (ニューヨーク州立大学バッファロー校)

(4) 国際学生交流セミナー

平成6年1月10日から1月21日まで「アジア・太平洋地域における日韓関係の役割」というテーマで、韓国・忠南大学学生と本学学生によるセミナーが、日本国際教育協会との共催で小樽商科大学で開催された。

南仏、モンペリエ市のビジネス・スクール、ユーロキャンパス内アカデミー・メルキュールの学生30名が、平成5年3月下旬から4月にかけて日本の経済・経営・法律について、本学において英語および仏語による研修を受けた。本年3月にも16名の学生が来学し、同様のプログラムに参加している。今後3年間、このプログラムは継続することが合意され、平成6年度には、本学学生も春休みを利用してモンペリエで研修を受ける予定である。

(5) 今後の交換協定締結に関する方針

予算の制約を考慮しつつ、学生交換協定については、さらに、中国・ヨーロッパの大学と締結し、全体として10校と姉妹校となる方針である。選定にあたっては、カリキュラムの内容、日本語教育を行っているかどうか、大学の環境等を考慮して決定してきている。現在のところ、1校当たりの交換学生は、1名から3名であるが、宿舎の整備や日本語教育の体制など本学における交換学生の受入れ条件が整ってくれば、人数を増加させることを検討している。

5. 学術交流

(1) 国際交流週間

「国際化社会における大学と地域の役割」をテーマに、教職員・学生はもとより、市民一般にまで対象を広げ、シンポジウム・各種記念講演会・姉妹校に関する展示などが行われた。

10月1日	講演会「発展途上国における教育問題」 カトリーヌ・バンゲ 氏 (ユニセフ・プログラムオフィサー)
10月2日	午前：留学生によるスピーチコンテスト 午後：パネル・ディスカッション「国際化社会における大学と地域」

の役割」

- パネリスト 新谷昌明氏(小樽市長)
井上一郎氏(小樽・光合金製作所社長)
西沢良之氏(文部省国際企画課長)
丸井英二氏(東京大学留学生センター教授)
山田家正氏(本学学長)
- 分科会 第1セッション 「地域の国際化」
第2セッション 「交換留学生について」
第3セッション 「短期語学研修について」
- 10月4日 日米交流マッキンノン記念講演会「小樽高商と日米関係」
リチャード・マッキンノン 氏(ワシントン大学名誉教授)
- 10月5日 日英交流ストーリー記念講演会「世界秩序と日本」
中村 研一 氏(北海道大学法学部教授)
- 10月6日 日露交流ネフスキー記念講演会「ネフスキー・その学問と人生」
A. B. スペヴァコフスキー 氏(本学言語センター助教授)
- 10月7日 講演会「ニュージーランド経済の変化と太平洋地域の課題」
アン・トロッタ 氏(オタゴ大学人文学部長)
- 10月9日 小樽市との共催による講演会「ニュージーランドにおける女性の役割」
アン・トロッタ 氏(オタゴ大学人文学部長)

(2) 学術シンポジウム等の開催

平成4年12月に「ガットと農産物貿易の自由化」というテーマで、国内外から100名の国際法学者、国際経済学者、農業経済学者を集めて国際シンポジウムが開催された。その報告書を経済研究所から英文にて出版した。近日中に、邦文による報告書も刊行される。このほか学内では、外国人研究者を招いてセミナー・研究会が日常的に行われているが、国際交流委員会では次の2件を開催した。

- 平成5年6月1日 リンダ・リーフ 氏(カナダ・アルバータ大学法学部)
「北米自由貿易協定(NAFTA)における紛争処理の枠組
—国際貿易投資紛争の地域的処理—」
- 平成5年10月15日 ハンス・ペーター・マルチュケ 氏(ドイツ・ハーゲン大学法学部)
「ドイツにおける日本法教育の現状」

6. 留学生の受入れ状況と今後の方針

(1) 大使館推薦による国費研究留学生の受入れについて

一昨年より、大使館推薦による国費研究留学生の受入れが増加している。本学では国費留学生の場合、無試験で大学院修士課程への留学を認めていることもあり、すべての大使館推薦による研究留学生が大学院に所属し、修士号の取得を目指して研究している。

ただし、学生の専攻分野が経営管理に偏る傾向があり、特定教官の負担増加につながっている面がある。また、無試験のために必ずしも本学大学院において研究成果をあげるためには、十分な分析能力を身に付けていない場合もあり、今後の検討を要する課題となっている。

(2) 大学推薦による国費研究留学生の受入れについて

本学では、学生交換協定やニュージーランド・オタゴ大学からの推薦に基づき研究生を受け入れている。これまで十分な成果を挙げてきており、地域の国際交流にも貢献してきている。本年度からは、新たに韓国・忠南大学からも協定に基づき学生1名の受入れが決定している。

(3) 交換学生の受入れについて

本学では、学生交換協定に基づく学部学生の受入れを行ってこなかったが、平成5年12月に特別聴講学生の規則を改正し、学位の取得を目的とせず1年間交換学生として日本語および正規の科目を本学において履修できるようにした。協定校では、本学での履修単位を卒業所要単位として認定することになる。平成6年度には、オーストラリア・ウーロンゴン大学から3名、アメリカ合衆国・ウェスタンミシガン大学から1名、カナダ・ブロック大学から1名の学生を受け入れる予定になっている。

(4) 私費留学生の受入れについて

小樽といえども留学生にとっては日本での生活費は高いため、本学では私費留学生の受入れについては慎重な姿勢をとっている。授業料・生活費の負担が確実にない場合には、勉学に支障をきたす可能性があるため、奨学金等の受給が明確な学生を研究生または大学院生として受け入れる方針をとっている。

(5) 留学生の大学院への入学について

現在、国費研究留学生については、入学時点での学力試験を課していない。本学においては、大学院への入学希望者が増加傾向にあり、一定の教育水準を保つためにも、留学生についての入学試験を実施する必要性が生じているように思われる。

(6) 留学生の学部への入学について

学位を取得する目的で、日本の大学に正規入学することは、入試の困難さ、日本語の問題、円高による学費の上昇などの要因によりきわめて難しい。特別選抜の実施により受入れ促進を図ることも可能であるが、本学の規模、現状、これまでの実績を考えると時期早尚であり、長期的課題と言える。

7. 留学生に対する支援体制の充実

(1) 研究指導体制について

これまで、研究指導教官の選定は、学生部長が依頼する形で行われてきた。留学生の研究分野が経営管理に集中する傾向があり、特定教官への負担が増大してきた。また、本学では、指導教官は、教官と学生1対1で行われるのが通常であるため、修士論文の作成最終段階で意見の相違による問題の発生する場合もある。複数教官による研究指導、あるいは各コース別のきめの細かい指導が必要になっている。また、日本では、研究指導教官が留学生の生活上の指導を行うことも一般化している。専門教官の負担軽減および無用な教官と学生との摩擦解消のためには、欧米のようなフォーリン・スチューデント・アドバイザーによる生活指導が望ましい。

(2) 授業の履修指導体制について

大学院生の場合、授業の履修指導は、研究指導教官およびコース委員によって行われている。学部の交換留学生については、学科において履修科目を指定してもらった上で学生部長および国際交流専門部会長が指導することになる。

(3) 日本語教育体制について

平成5年度は、補講の形で、非常勤講師による日本語授業が行われた。来年度からは、学則が改正され、正規の科目として日本語の授業が提供される。留学生数の増加に伴い、専任教官の採用が望まれる。

(4) 生活指導体制について

留学生の生活指導は、現在、指導教官および学生課の専門職員によって行われている。今後は、留学生専門教官の採用、留学生担当職員の増加によってきめの細かい指導がなされることが望まれる。

(5) 留学生のための宿舎の確保について

本学には、学生寮が存在しないため、留学生の宿舎については、民間のアパート、下宿等に頼らざるを得ない状況である。今後、交換留学制度を充実させていくためには、他の国立大学のよう、学生寮と国際交流会館が一体化した建物を建築することが強く望まれる。

8. 総合評価と今後の課題

後援会による基金の設定以来過去2年間、本学における国際交流活動はすべての面で飛躍的に活性化した。特に、学生交換留学制度の確立は、本学志望学生の質的变化をもたらしつつある。大学における研究教育活動の評価には、長い時間を要するものであるが、いま始まった本学の国際交流活動の充実は、21世紀における本学に対する社会的評価の向上に大きく貢献するはずである。この好ましい傾向をさらに維持、発展させていくためには、次の点が課題となる。

1. 平成5年度に予定されていたヨーロッパの大学との交流のための調査派遣を実施できなかった。予算の制約を考慮しつつ、次年度において実施されるべきである。
2. 学生の交換プログラムに対する支援については、奨学金の支給方法を工夫して、留学生の受入れ促進を図る必要がある。
3. 学生寮・国際交流会館の一刻も早い建設によって、交換留学制度の一層の拡充が可能になる。
4. 国際交流室を設け、国際交流事業の実施に当たって機動的体制を確保する必要がある。
5. 今後は、姉妹校との教官の短期交流プログラムについても設定する必要がある。
6. 大使館推薦による国費研究留学生の指導教官の決定に当たっては、学科会議あるいはコース会議で行うなどの工夫が必要になっている。
7. 留学生と市民との交流や市民による援助を積極的に組織化する必要がある。